

11月10日(木)まで

# 公の施設に民間の力 指定管理者を 募集します

秋田市では、下記の公の施設の管理を平成18年4月から代行してくれる指定管理者(団体)を募集しています。

下記の応募条件をご覧になり、管理を希望する団体は、11月10日(木)まで、各施設の担当課へご連絡ください。個人では応募できません。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

公募後、「秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に定める選定基準に基づき、候補者を選定します。その後、12月市議会定例会での議決を経て指定管理者を指定し、協定の締結と業務引き継ぎを行い、来年4月から管理を代行してもらいます。

左記の施設は指定管理者制度に移行しますが、施設の性質上、公募を行わず、従来の委託先を選定します。

- 雄和地区北部コミュニティ施設
- 雄和中の沢多目的研修集会施設
- 雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 雄和観光農産物加工所
- 雄和コテージ
- 河辺ユフォール公園施設
- 太平洋リゾート公園・太平洋スキー場
- 秋田港振興センター(セリオンプラザ)
- 雄和山村交流センター
- 雄和観光交流館
- 雄和里の家
- 雄和ふるさと温泉ユア시스
- 夜間休日応急診療所



## 雄和高尾山 レクリエーション施設

高尾山の頂上付近にあります。豊かな自然にふれあえる場を提供する施設です。

**応募条件** 雄和地域に事務所があり、高尾山の地理的条件などを熟知し、地域性や施設の特徴を理解している法人、その他の団体

**担当課** 商業観光課tel(866)2112



## 雄和観光花き栽培園 (ダリア園)

さまざまなダリアを栽培し、夏から秋にかけては鑑賞も楽しめる観光施設です。

**応募条件** 市内に事務所があり、ダリアの栽培技術が国内外を問わず優秀であると認められた者で、現在のダリアの栽培種類、数量を維持できる法人、その他の団体

**担当課** 商業観光課tel(866)2112



- 八橋老人デイサービスセンター
- 旭南老人デイサービスセンター
- 川口老人デイサービスセンター
- 外旭川老人デイサービスセンター
- 河辺老人デイサービスセンター

在宅のひとり暮らし高齢者などに、通所による各種サービスを提供し、要介護状態の進行などを防ぐ施設です。

5施設の各指定管理者(5者)を募集します。

**応募条件** 介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人

**担当課** 高齢福祉課tel(866)2095

## 知的障害者デイサービスセンター (ふきのとう) 住所: 柳田字竹生

地域で就労が困難な在宅の知的障害者が、自立や生きがいを高めるため、通所して機能訓練などを行う施設です。

**応募条件** 市内に主たる事務所を有し、知的障害者福祉法に定める指定居宅支援事業者の指定を受けられる法人

**担当課** 障害福祉課tel(866)2093

## 雄和ふれあいプラザ 住所: 雄和妙法字上大部

高齢者とその家族への相談・指導などを行い、高齢者の保健福祉の増進をはかる施設です。

**応募条件** 地域福祉活動の実績があり、市内に主たる事務所を有する法人

**担当課** 高齢福祉課tel(866)2095





10周年記念式典

今年、開学10周年を迎えた秋田公立美術工芸短期大学で、9月23日、記念式典と祝賀会が行われました。卒業生も多数参加して区切りの年を祝い、同時に大学祭、ももさだ祭も開催され、学内はお祝いの空気に包まれました。

9月・10月の美短は、10周年を祝うイベントが盛りだくさんで、美しいものに接する体験講座などが市民に好評でした。

これまでの10年間で送り出した卒業生は、約1,500人。これからも県内外で活躍する創造性豊かな人材を育てていきます。



10周年記念企画「あきたGLASS FESTA」のワークショップで。ガラス工芸の制作現場を間近で見学



中表町バス停  
前の「中務」



水をくみに来た人も、思わず目を奪われます。長寿の泉で

新屋の街に新名所！  
美短版三十六歌仙”

新屋の街並みの魅力アップをはかろうと、地域と美術工芸短大が協力して「佐竹本三十六歌仙」の美短版を制作。学生17人が描き上げた36枚の看板が、表町、元町付近の名所や店先など36か所に設置されました。

原画を見ながら、自分の味付けを加えて書き上げたちょっと現代風の三十六歌仙は、とってもユニークです。若き芸術家の卵たちが作った新しい新屋の名物。街歩きをしながら、ぜひ探してみてください。

トピックス  
Topics

# 美短10周年

おめでとう！



## 指定管理者制度とは？

「指定管理者制度」は、公の施設の管理を、市や県が指定する団体に代行してもらう制度です。

これまで公の施設の管理の委託先は、公共的団体や市の出資法人などに限られていましたが、地方自治法が改正され、民間の事業者やNPO法人、法人格を持たない団体なども管理の代行ができるようになりました。

今回、秋田市で指定管理者制度の対象とする公の施設は28施設。すでに旭北地区コミセン、保戸野地区コミセン、雄和左手子交流センター、河辺高齢者健康づくりセンター、河辺岩見温泉、秋田テルサでは、この制度を導入しています。公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、よりいっそうのサービス向上が期待できます。

### 中高年齢労働者福祉センター(サンライフ秋田)



中高年齢労働者の健康増進が目的の施設。プール、体育館などがあります。

### 勤労者体育センター(西部体育館)

勤労者の健康増進をはかるための施設です。

2施設を一括して管理する指定管理者(1者)を募集。

応募条件

市内に事務所があり、プール・体育館などの管理実績、およびそれらを利用した各種講座・教室などの事業運営を行った実績がある法人、その他団体

担当課

工業労政課tel(866)2114

### 職業訓練センター 住所：寺内字三千刈

働いているかたに、職業訓練を行う施設です。

応募条件

市内に事務所を有し、職業能力開発促進法第31条に規定する職業訓練法人である法人

担当課

工業労政課tel(866)2114

### 河辺畜産経営環境整備施設(たい肥センター)

住所：河辺神内字鎌倉

家畜のふん尿から完熟たい肥を生産し、畜産公害の発生を防いで、良好な生活環境の保持と農業振興に寄与する施設です。

応募条件

たい肥の販売まで一体で運営できる法人その他の団体で、業務開始後2週間以内に肥料取締法第23条に基づき、肥料販売業務の開始届を行うこと

担当課

農林総務課tel(866)2115